

京都市教育委員会教育長告示第1号

京都市総合教育センター条例第4条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市総合教育センターの開所時間を臨時に変更し、並びに同センターの情報資料室及び教材開発室（カリキュラム開発支援センター）を臨時に休所します。

平成19年7月23日

京都市教育委員会

教育長 門川大作

1 京都市総合教育センターの開所時間を変更する日及び変更後の開所時間

開所時間を変更する日	変更後の開所時間
平成19年8月13日（月）から同月17日（金）まで	午前9時から午後5時30分まで

2 情報資料室及び教材開発室（カリキュラム開発支援センター）を臨時に休所する日

臨時に休所する日	平成19年8月4日（土）、同月11日（土）、同月18日（土）、同月25日（土）、同年11月24日（土）、平成20年3月29日（土）及び同月31日（月）
----------	---

（総合教育センター研修課）